

各位

一般財団法人製造科学技術センター  
専務理事

## 補助金交付を受けた後の申請・届出について

補助金の交付を受けた者は取得財産の保管義務（4年）の期間において、取得財産の処分（譲り渡し・交換等）並びに代表者、会社名、取得財産の保管場所等の変更を行う場合は、取得財産処分承認申請や補助金計画変更届出の手続きを行うことになっています。手続きにもれのないようお願いします。

### 1. 取得財産の管理等

#### 1) 取得財産の管理（交付規程第15条、業務実施細則8条、**（別表4）省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業管理規程**）

補助対象車両導入の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。また、取得財産については、**取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第10）**を備え、管理しなければならない。

#### 2) 財産処分の制限等（交付規程第16条）

**取得財産処分承認申請書（様式第11）**；交付規程第16条第3項、業務実施細則第9条）

以下の理由により、取得財産を処分する場合

- ①目的外使用
- ②譲り渡し（例；倒産、任意整理、自己破産等による機械の売却）
- ③交換（例；操作仕様の違い、操作不慣れ等）
- ④貸付（レンタル業者を除く）
- ⑤廃棄（天災等により操作が困難な状態、例；集中豪雨・台風等による機械の水没、破損等）
- ⑥担保に供する

### 2. 計画変更承認等

#### 1) **補助金計画変更届出書（様式第6）**；業務実施細則第7条第2項）

軽微な変更

- ①代表者、会社の住所等の変更（履歴事項全部証明書の原本添付）
- ②建設機械の保管場所の変更
- ③リース契約先等の変更（契約書の写し）
- ④申請者の会社名の変更
- ⑤割賦契約先の変更

等

### 3. 様式(次ページに一部抜粋)

2019年4月1日以降は（一財）製造科学技術センターのホームページ (<http://www.mstc.or.jp/>)よりダウンロードして下さい。

申請・届出の連絡先：

2019年3月31日まで

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番20号 虎ノ門実業会館9階 TEL03-6257-3835

2019年4月1日以降

〒105-0004 東京都港区新橋3丁目4番10号 新橋企画ビルディング4階 TEL03-3500-4891

以上

【平成30年度 業務実施細則 抜粋】

(取得財産の管理等)

第8条 交付規程第15条第3項に規定する省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業管理規程を別表4に定める。

(別表4) 省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
4. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
5. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、4年とする。
6. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
7. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
8. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
9. センターは、ファイナンス契約等によって補助対象車両の所有権留保している者が当該補助対象車両を処分することにより収入があった場合には、その所有権留保をした者に補助金受給者の返納の義務を代替させることができる。
10. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否することができる。

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名 (注1)	型 式	単 価 (円) (税抜き) (注2)	取得年月日 (注3)	処分制限期 間 (年) (注4)	保管場所 (注5)	補助金額 (万円)	備考 (車台番号)
				4年			

注1：「油圧ショベル」、「ブルドーザ」、「ホイールローダ」等をご記入ください。

注2：取得価格をご記入ください。(オプション、諸費用を含む価格/消費税抜き)

注3：引渡し日をご記入ください。

注4：処分制限期間は4年です。

注5：都道府県名から住所を記入してください。

レンタル会社が所有する場合であって、レンタル先が頻繁に変わる場合は、  
「当該機械の管理部門の住所」をご記入ください。

申請書に記載の住所と異なる場合は、住所に続けて、事業所名/車庫名など場所を特定できる  
名称を記入してください。

(※注意) 下記の様式は平成30年度交付案件のための申請書の一部を抜粋したものです。  
申請に当たっては、交付年度に応じた様式をホームページからダウンロードして申請してください。

(様式第11)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
補助金交付決定番号 第\_\_\_\_-\_\_\_\_号

~~~~~

平成\_\_\_\_年度取得財産処分承認申請書

上記補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策補助金（省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業）交付規程第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

~~~~~

(様式第6)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
補助金交付決定番号 第\_\_\_\_-\_\_\_\_号

~~~~~

平成\_\_\_\_年度省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助金計画変更届出書

上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助金について、交付決定の内容を下記の通り変更したいので、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策補助金（省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業）業務実施細則第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

~~~~~